

日頃は一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センターの事業活動をご支援、ご利用頂きありがとうございます。このメールは、センターメールマガジン会員に登録頂いた方に加え、JCII メールマガジン会員に登録頂いた方に送信しています。

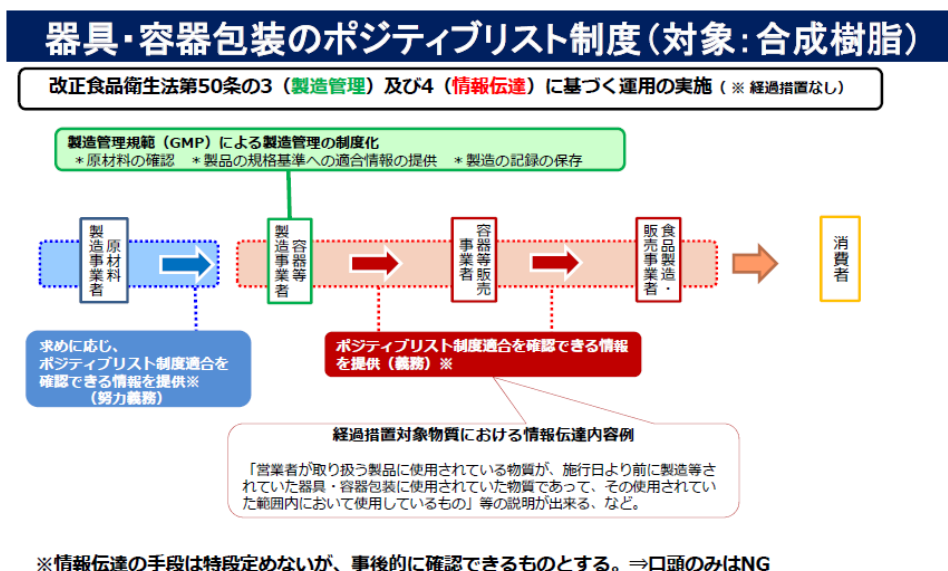
食品接触材料安全センターメールマガジン No. 16（2021年6月上期号）を発行致しました。センターのホームページからダウンロードが可能です。

## ■食品接触材料ポジティブリスト制度解説シリーズ

### ポジティブリスト制度に求められる情報伝達とは？

合成樹脂製の全ての食品用器具・容器包装は、ポジティブリスト制度に準拠し、収載された物質から製造されることが求められます。

またサプライチェーンの全ての事業者には、ポジティブリスト制度に準拠して原材料や製品を供給していることを伝達するよう求められます。このとき原材料の事業者にはその製造している原材料が食品用途として規定されない段階にあることから努力義務（下の図の青の部分）が、一方器具・容器包装の製造、販売、使用事業者には食品用途として規定される段階にあることから法的義務（同じく赤の部分）が課せられます。



こうした情報伝達は、原材料や製品の処方情報までは求めていません。では処方情報の伝達を行わない前提で、事後的にPL制度準拠を確認できるよう伝達するには、具体的にどうしたら良いのでしょうか。この問題をつぎに検討してみましょう。

## ■食品接触材料関連技術資料概要紹介

### 技術資料第 68 号 EU 規制 食品接触材料・成形品に関する欧州委員会規制

ポリオレフィン等衛生協議会で使用されていた 9 件の技術資料が JCII に移管されました。このうち、技術資料第 68 号「EU 規制 食品接触材料・成形品に関する欧州委員会規制」を紹介します。

欧州では 2011 年 1 月に通称 PIM (Plastic Implementation Measure) とされるプラスチック施行規則が Regulation EU No. 10/2011 として公布され、2011 年 5 月 1 日に施行されました。この Regulation は、EU 加盟国全てに直接適用されます。PIM は分散していた規則、指令等を集大成しようとしたものです。ただし、色材、接着剤などの non-plastic と言われる材料の規則はまだ組み込まれておらず、また加盟国毎で規制している項目もあり、各国間で規則が異なっている場合は、各国の規則に従うことになります。

PIM は 20 年以上かけて作成されただけに、論理的で体系化された判り易い構成になっており、中国や、オセアニア、メルコスール（南米南部共同市場）等の法規制にも大きな影響を与えています。なお、PIM では、基ポリマーをリスト化するのではなく、使用可能なモノマーをリスト化している点に特徴がありますが、日本の食品衛生法の溶出試験における蒸発残留物と同様の考え方で、総移行量規制（60mg/kg）が設けられています。また、附属書 I に、ユニオンリストとしてモノマーや添加剤等の認可物質が記載されている他、附属書 IV には、情報伝達に必要な適合宣言書で、記載すべき情報が規定されています。

米国の制度は、製造に使用する物質の添加量を規定するもので、一般に添加量規制と呼ばれています。日本の制度も添加量規制です。これに対し、EU の制度は、物質が最終製品から食品に移行する量を規定するもので、一般に移行量規制と呼ばれています。

ポリオレフィン等衛生協議会では、安全性確認に PIM を含む海外法規を参照することを認めており、JCII に承継された基準でも海外法規参照を認めています。そのため、PIM を参照して安全性確認を行う際には、移行量を添加量に換算する必要があります。ポリオレフィン等衛生協議会から JCII に承継された審査基準（安全性評価基準）では、添加量制限の最大添加量を添加した試料で溶出試験を行い、PIM の移行量制限値以下になることを求めています。また、溶出試験を行わない場合には、添加した物質が全量溶出しても PIM の移行量制限値以下になることを計算で示すことを求めています。

●この概要に対応する資料については、センターHP 会員のページに掲載されました。

■お知らせ

食品接触材料に関する中国の動き

5月31日中国食品安全リスク評価センターは、「食品安全国家标准 食品接触材料製品移行試験通則 GB 31604.1」改正案を一般協議に付した（期限は7月20日）。電子レンジ用途の模擬試験が紹介され注目される。

[https://sppt.cfsa.net.cn:8086/cfsa\\_aiguo?task=a\\_do&standard\\_guid=98F54847-C7F1-457D-8B98-CFD66CD976EC&pici=FB2DE33B-73AE-B93C-460D-1C34AD4969C2&net\\_rand=38b40c35-cc20-0dab-3747-09f548ec8bf4](https://sppt.cfsa.net.cn:8086/cfsa_aiguo?task=a_do&standard_guid=98F54847-C7F1-457D-8B98-CFD66CD976EC&pici=FB2DE33B-73AE-B93C-460D-1C34AD4969C2&net_rand=38b40c35-cc20-0dab-3747-09f548ec8bf4)

5月25日中国国家市場監督管理総局は、工業製品生産許可証実施細則を改正し一般協議に付した（期限は6月15日）。この中で食品接触製品として、食品用プラスチック包装容器器具等製品、食品用紙包装容器等製品、食品用専用剤、圧力鍋製品、電熱食品加工設備がある。

[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202105/t20210526\\_329871.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202105/t20210526_329871.html)

5月12日国家市場監督管理総局は、「公告2021年第15号 玩具等62種の製品品質の国家監督スポットチェック実施規則の公表に関する市場監督総局公告」を公告した。この中に、食品接触製品として使い捨て型竹・木製箸、複合フィルムバッグ製品、非複合フィルムバッグ製品の規則がある。

[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zljdj/202105/t20210513\\_329452.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zljdj/202105/t20210513_329452.html)

---

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料のPL制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

- ー JCIIの個人情報の取扱いに関しましては、JCIIホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 <https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>
- ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。  
([info-fcmssc@jcii.or.jp](mailto:info-fcmssc@jcii.or.jp))

ー 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（発行）

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター  
〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階、8 階  
Tel : 03-5541-6901 e-Mail : [info-fcmsc@jcii.or.jp](mailto:info-fcmsc@jcii.or.jp)  
URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>